

習志野市農業委員会総会議事録

令和3年第3回習志野市農業委員会総会は令和3年3月8日（月曜日）に習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 14名出席 欠席 2名（網掛け）

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 13番 織戸 淳也 14番 渡邊 幸枝

1. 総会に付した議件

議案第 1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2-1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2-2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2-3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2-4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2-5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2-6号	農地法第5条の規定による許可申請について

1. 議案審議結果

上 程 7件 承認 7件

1. 閉会時間 午前11時00分

1. 職員 事務局

事務局長	松戸 あづさ
主任主事	渡辺 祐紀
職 員	常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>こんにちは。 定刻になりましたので、令和3年第3回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>新型コロナウイルスによる、緊急事態宣言が解除されません。 緊迫感を持ち続け、出来る限りの対策を講じながら農業委員会の活動をお願いします。 マスク着用、消毒のご協力を引き続きお願いします。</p> <p>本日は、6番、三代川 和彦委員、7番、飯生 正己委員より、欠席の報告がありました。 よって、2名の欠席でありますので、16名中14名の出席により本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により、議長より指名させていただきます。 13番、織戸 淳也委員、14番、渡邊 幸枝委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>本日の議案上程件数は7件、報告件数は5件です。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局は議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは総会資料をお開きください。 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について。 下記のとおり農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。 令和3年3月5日提出。 1番、申請地は、習志野市鷺沼台二丁目の農地であり、面積は380.39平方メートルであります。 2番、権利の内容は、転用を伴う使用貸借権の設定であり、期間は30年間あります。 3番、転用目的は、専用住宅用地としての転用であります。 4番、申請者として譲受人は、習志野市鷺沼二丁目にお住いの方で、譲渡人は、譲受人の奥様であります。 以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 続けて、現地調査報告を12番、都築 博文委員お願いします。</p>
都築委員	<p>議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請について、現地調査報告をいたします。</p> <p>調査日は、令和3年3月2日に、農業委員14名、事務局3名と申請代理人3名の合計20名で行いました。申請地は、案内図のとおりです。</p> <p>譲渡人は、鷺沼一丁目にお住いの方の娘さんであり、申請地などを相続されました。これまでは、母親が申請地で季節野菜を作付けしていましたが、母親が要介護3と認定されたとのことで、引き続き営農することが困難になったそうです。このことから、夫婦でお母さんを介護することを見据え、申請地に専用住宅を建築することに決めたそうです。</p> <p>現地調査を実施したところ、申請地や農地として残す土地には市民農園のように区画が分かれ、様々な野菜が栽培されていました。また、肥料などを置いている倉庫がありました。市民農園のように使用していたのではないのでしょうか。</p> <p>申請代理人の説明では、農地として残す土地は、夫婦で自家消費用の野菜を作付けすると言っていましたが、ご夫婦は農業経験が無いと思いますので、引き続き市民農園のように使用されるのではと疑問が残ります。</p> <p>市民農園は個人でも開設できるようになっていますから、市民農園とする場合は、きちんと手続きをするように代理人には伝える必要があると思います。</p> <p>以上で、議案第1号の現地調査報告とさせていただきます。 皆様でご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>都築委員、ありがとうございました。</p> <p>では、鷺沼地区の 渡辺 喜代美委員、お母さんについて、何かご存知のことがあればお願いします。</p>
渡邊(喜)委員	<p>総会資料をいただいてから、主人や母に申請者のお母さんについて聞いてみました。</p> <p>主人からは、昨年の農林業センサスの調査で自宅に伺ったところ、もう3年位、畑仕事をしていないとお話があったそうです。</p> <p>既にお亡くなりになっていますが、申請者のお母さんのご主人は、農業には従事していなかったようで、お母さんが耕作される時に送り迎えをよくしていたようです。</p>
議 長	<p>渡邊委員、貴重な地元の意見をありがとうございます。</p> <p>地元の情報が大事なので、日頃から、農地のパトロールをよろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>続いて、事務局より詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第1号の詳細説明をさせていただきます。 総会資料をお開きください。議案朗読で申し上げた部分は割愛いたします。 まず、関係法令の手続きや協議状況です。都市計画法第29条の開発行為の許可申請を行っています。 申請地は、高低差が無い平坦な農地でありますので、整地程度の切土や盛土のみであり、市外等から搬入する土砂等もありませんので、残土条例の該当はありません。 埋蔵文化財については、既に試掘調査を行っており協議が完了しております。 その他としてごみ置場について、こちらは過去に行った宅地開発事業により集会所の敷地内にごみ置場が設置されており、こちらのごみ置場を利用するため、新たにごみ置場の設置はありません。 次に、土地利用計画について説明します。公共施設の整備内容について、申請地が接する前面道路は、過去に実施された開発行為により前面道路が6mの幅員を有していることから道路拡幅は行いません。 排水関係として、汚水及び雨水は最終枿から前面道路にある下水道本管に接続します。また、雨水は、新設する雨水貯留施設で溜め切れなくなった雨水のみを下水道本管へ排水します。 上水道は、習志野市企業局の上水を引き込みます。ガスは、オール電化のため引き込みいたしません。 続いて、造成計画図をご覧ください。 造成計画では、土を均す程度の整地のみで、大規模な切土や盛土はありません。また、隣接地への被害防除としての土留めについては、コンクリートブロック2段積みで土砂の流出を防ぎます。 関連して農地の被害防除としては、採光と通風の対策がありますが、いずれも東側や南側の農地に影響が無いように建物を農地から極力離れた配置にしたとのことです。 続いて、資金計画であります。総工事費を夫婦の預貯金や銀行からの借入れにより賄う計画となっております。 最後に、申請地については、現在奥さんの名義になっており、転用行為に伴って所有権の移転は行わず、30年間の使用貸借権の設定を行う計画です。 長くなりましたが、詳細説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局の説明を受け、ご質問やご意見等がありましたら、挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>ご質問やご意見等が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第1号は、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を付して、進達することに決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達してください。</p>
議 長	<p>次に、移ります。議案第2-1号から議案第2-6号までの農地法第5条の規定による許可申請を議案といたします。これらは同一事業者による同一の転用事業でありますので一括して審議いたします。</p> <p>事務局より議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第2-1号から議案第2-6号まで一括して議案を説明させていただきます。なお、本件は、同一の転用事業者による同一の転用事業であります。譲渡人である土地所有者や転用目的がそれぞれ違うことから、合計6件の許可申請となったものです。このことから、提案理由等で重複する箇所は説明を省略させていただきます。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第2-1号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>下記のとおり農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。</p> <p>令和3年3月5日提出。</p> <p>1番、申請地は習志野市藤崎七丁目の農地であり、面積は389.49平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、転用を伴う所有権の移転であり、3番、転用目的は建売分譲住宅を4棟建築する計画であります。</p> <p>4番、申請書として譲受人は、船橋市習志野台三丁目で行う不動産会社であり、譲渡人は習志野市谷津三丁目にお住いの方を筆頭とした合計4名であります。</p> <p>続いて、議案第2-2号の議案書をご覧ください。提案理由は割愛します。</p> <p>1番、申請地は習志野市藤崎七丁目の農地であり、面積は102平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は転用を伴う所有権の移転であり、3番、転用目的は議案第2-1号と同様であります。</p> <p>4番、申請者として譲受人は、議案第2-1号と同様の不動産会社であり、譲渡人は、習志野市藤崎二丁目にお住いの方です。</p> <p>続いて、議案第2-3号の議案書をご覧ください。提案理由は割愛します。</p>

事務局	<p>1番、申請地は習志野市藤崎七丁目の農地であり、面積は10平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は転用を伴う所有権の移転であり、3番、転用目的は議案第2-1号及び議案第2-2号と同様であります。</p> <p>4番、申請者として譲受人は、議案第2-1号と同様の不動産会社であり、譲渡人は、習志野市藤崎二丁目にお住いの方です。</p> <p>次の議案第2-4号の議案書をご覧ください。提案理由は割愛します。</p> <p>1番、申請地は習志野市藤崎七丁目の農地であり、面積は81.11平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は転用を伴う所有権の移転であり、3番、転用目的は公衆用道路用地であります。</p> <p>4番、申請者は議案第2-1号と同様であるため、省略します。</p> <p>次のページ、議案第2-5号をご覧ください。提案理由は割愛します。</p> <p>1番、申請地は習志野市藤崎七丁目の農地であり、面積は1.86平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は転用を伴う所有権の移転であり、3番、転用目的は公衆用道路用地であります。</p> <p>4番、申請者は、議案第2-1号及び議案第2-4号と同様のため省略します。最後に、議案第2-6号の議案書をご覧ください。提案理由は割愛します。</p> <p>1番、申請地は習志野市藤崎七丁目の農地であり、面積は10.19平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は転用を伴う所有権の移転であり、3番、転用目的はゴミ置場用地であります。</p> <p>4番、申請者は、議案第2-1号、議案第2-4号、議案第2-5号と同様のため朗読は割愛いたします。長くなりましたが、議案説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局、お疲れ様でした。</p> <p>続いて、現地調査報告を3番、江口 勝洋委員お願いします。</p>
江口(勝)委員	<p>議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について、現地調査報告をいたします。</p> <p>令和3年3月2日に、農業委員14名、事務局3名と申請代理人の合計18名で行いました。申請地は、案内図のとおりです。</p> <p>今回、船橋市で不動産事業を行っている不動産業者が所有者6名から土地を購入し、建売分譲住宅4棟を建築する計画として申請書が提出されました。</p> <p>申請地は道路と高低差が非常にあり、申請代理人の説明によると、各区画をひな壇のように段差を付けるため擁壁などの土留め工事を行うとのことでした。</p>

江口(勝)委員	<p>また、エンドユーザー4世帯が利用するごみ置場は、道路を渡ったところに新設するそうで、利便性があまり良くないと感じました。</p> <p>転用事業者は調整区域の農地転用や開発行為を行ったことが無いそうなので、計画通り事業を実施していただけるのか、頓挫することなく事業が完了するのか疑問に残ります。</p> <p>以上で、議案第2号の現地調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様でご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>江口 勝洋委員、ありがとうございました。</p> <p>続いて、事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第2-1号から議案第2-6号について、詳細説明をさせていただきます。議案朗読等で申し上げた箇所は省略いたします。</p> <p>資料の土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>この度、譲受人が土地を購入し、合計4棟の建売分譲住宅を建築する目的で農地法第5条の許可申請書の提出がありました。</p> <p>農地転用許可と併せて都市計画法の開発許可を取得する予定であり、道路の拡幅やごみ置場の設置が行われるため、所有者ごと、転用目的ごとの許可申請となったことから、合計6件が議案として付議されたものであります。</p> <p>土地利用計画図をご覧くださいと、大きな三角形の土地に4区画の宅地を造成します。造成後、各区画に譲受人が建売分譲住宅として一戸建て住宅を建築します。</p> <p>開発行為に伴って整備する公共施設ですが、まず道路については、申請地が接する市の道路を6mの道路幅員となるように拡幅整備いたします。なお、新たに設置するごみ置場が接する箇所は、道路中心線から2mの位置までセットバックします。いずれの道路拡幅部分は、拡幅整備後に市に無償で事業者が提供します。</p> <p>続いて、排水計画です。既存道路には既に下水道本管が整備されています。汚水は、各区画に最終枳を設置して下水道本管に排水します。雨水は、各区画に雨水を溜める貯留施設を設置して、溜め切れなくなった雨水のみ最終枍より下水道本管へ排水します。</p> <p>上水道とガスについては、習志野市企業局の供給管が既に整備されており、この供給管より各区画に供給いたします。</p> <p>次の造成計画図をご覧ください。</p> <p>現地調査で皆様方も今回の申請地は道路から非常に高低差がある土地であったことをご記憶にあらうと思いますが、造成計画として、各区画をひな壇のように土地の高さを変えて造成します。これにより各区画には、擁壁を設置して宅地の安全性を確保します。</p>

事務局	<p>また、駐車場の位置は、道路と同じ高さに合わせると説明がありました。</p> <p>次のページをお開きください。エンドユーザーの4世帯が利用するごみ置場の構造図です。</p> <p>現地でも申請代理人から説明がありましたが、購入者は道路を渡ってごみを出さなければなりません。ごみの出し方等について販売時にしっかりと説明を行うのか疑問です。</p> <p>続いて、資金計画書をご覧ください。</p> <p>土地購入費、造成工事や擁壁工事、道路や排水などを整備する工事費、建築費、消費税を加算いたしまして、記載のと通りの総額となっており、これに対して資金源は、自社の銀行預貯金が残高証明書として示され、上回っています。</p> <p>ただし、建売分譲住宅4棟を販売するための広告宣伝費や事務費が全く計上されていません。</p> <p>本日は、転用事業者の担当者と設計者の出席要請を行いました。</p> <p>事務局も何点が質問いたしますが、皆様も気になる点は質問をよろしく願います。長くなりましたが、私からの詳細説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、転用事業者の担当者と設計者をお呼びします。その間、暫時休憩とします。</p>
議受人	<p>…… 転用事業者と設計者が入室 ……</p>
議長	<p>休憩前に戻り、会議を再開します。</p> <p>本日は、農業委員会総会に出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>まずは、自己紹介をお願いします。</p>
議受人	<p>…… 転用事業者と設計者の自己紹介 ……</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>先日実施した現地調査には、事業者の方は欠席でしたので改めて、事業についてご説明をお願いします。</p>
議受人	<p>…… 建売分譲住宅4棟についての事業説明 ……</p>
議長	<p>ありがとうございました。今の説明を受けて、質問のある方は、挙手願います。</p> <p>はい。村山 職務代理人どうぞ。</p>

村山職務代理	御社のこれまでの事業経歴と、不動産販売実績を教えてください。
議受人	私どもは、船橋市習志野台に事務所を構え、おかげさまで創立50年を迎えることができました。これまで、船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・市川市・八街市など、幅広く事業をさせていただいております。 内容としては、土地の売買から注文住宅建築まで事業を展開させていただいております。
事務局	これまでに市街化調整区域内の農地転用許可を必要とする開発行為を行ったことありますか。
議受人	習志野市では農地転用はございませんが、他市で行った経歴があります。
議 長	よろしいでしょうか。他にありますか。はい。廣瀬委員、どうぞ。
廣瀬委員	はい。ごみ置場について質問します。地元町会長には説明されていますか。
設計者	町会長には説明しておりまして、工事着手前には近隣の方々にも説明しようと考えています。
廣瀬委員	既存のごみ置場と新設のごみ置場でしっかりと使い分けることが出来るのか疑問です。その点は、どのように考えていますか。
設計者	町会長からは、一緒に使わせてもらいたいという要望は受けておりません。今後、要望を受けた場合は検討したいと考えています。
廣瀬委員	カラスネットではなく、ボックスを設置する予定はありませんか。
設計者	現状では予定はありません。要望をいただいた時に検討します。
廣瀬委員	ごみ置場は揉める原因になりやすいので、地元町会やお住いのになる方などが揉めることが無いように、事業者としてもサポートをしてください。
議 長	ごみの問題は十分話し合いに応じてください。 それでは、他にありますか。はい。江口 明美委員、どうぞ。
江口(明)委員	工事時間は何時から何時までの予定ですか。

議受人	基本的には、朝8時から夕方6時までです。
江口(明)委員	今回の申請地は、住宅地に囲まれていますので、工事中の騒音や振動は大丈夫でしょうか。
設計者	使用重機は、低騒音型・低振動型の重機を使用する予定です。市の規定に則って規定数値を遵守して工事に臨みます。
江口(明)委員	ご配慮よろしくお願ひいたします。朝夕は通学路だと思ひますが、誘導員を配置するなど安全面は配慮しますか。
設計者	誘導員を配置し、安全面に配慮します。
江口(明)委員	最後に一点。工事の内容によっては、通行止め等があると思ひます。その際の近隣住民に対する告知等は、しっかりとお願ひしたいと思ひます。
議 長	祝祭日も工事を行うと思ひます。しっかりとした案内・説明をお願ひしたいと思ひます。 その他、ありますか。はい。櫻井委員、どうぞ。
櫻井委員	今回の申請地は、高低差があるので、切土や盛土が多く発生すると思ひますが、土はどのように処理しますか。
議受人	切土量の方が多いため、適正に処理します。
櫻井委員	造成工事は何日間行う予定ですか。
設計者	半年間の予定です。
櫻井委員	これは、要望となりますが、先程の委員も申し上げたとおり、通学路や変則的な交差点に面しています。安全面は十分配慮願ひたいと思ひます。また、農地転用許可制度は非常に多方面に目を向けて審査していますので、法令遵守をよろしくお願ひいたします。私からは以上です。
議 長	ありがとうございました。続いて、都築委員、どうぞ。
都築委員	4棟を建てることに関して広告関連費用が計上されておりませんが、PRは行われなないのでしょうか。

譲受人	<p>建築費の中に含めて計上しているところであります。</p> <p>広告内容としては、本物件以外の販売物件も含めてチラシを作成し、新聞に折り込みをさせていただく予定です。チラシの作成費用は、会社全体の経費の一つとして計上しておりますので、今回の4棟物件単体の広告等は予定しておりません。</p>
都築委員	<p>収支予算書には、事務費が0円となっておりますが、農地転用許可に然り、開発行爲許可の申請に然り、行政の手続きとして事務費は発生しませんか。</p>
設計者	<p>事務費単独として見積書を作成しておりませんで、工事費の中に、諸経費として行政の手続きに関する事務費を計上しております。</p>
都築委員	<p>このような資金計画書や収支予算書では、ここでお話を聞かないと分かりませんよね。事務局は何か指導をされたのでしょうか。</p>
事務局	<p>資金計画書や収支予算書に記載する事務費やその他経費に全く費用が計上されていないことについて、只今ご指摘をいただきました。</p> <p>通常ですと、この項目に計上額が記載されます。</p> <p>今回は建売分譲住宅でありますので、事務費としては、行政の手続きに要する経費に加えて、瑕疵担保責任保険の経費等も含まれるものと予想できます。</p> <p>事務費が0円となりますと、瑕疵担保責任保険の経費を見込んでいないこととなり、建売分譲ではなく、宅地分譲ではないかと疑義が発生します。</p> <p>今一度、事務局として確認させていただきたいのは、譲受人としては、宅地分譲ではなく、建物を譲受人が建築し、土地と建物をワンセットでエンドユーザーに販売するということでお間違いないですか。</p>
譲受人	<p>はい。そのとおりです。</p>
事務局	<p>許可権者である千葉県がどのような判断をされるか不明であります。今後、他市も含めて同様の転用行為をされる場合は、広告宣伝費・行政手続き経費・瑕疵担保責任保険、こういった事務費は計上しておくべきであると判断します。よろしく申し上げます。</p> <p>続けて質問します。設計者への委任の範囲についてです。</p> <p>農地転用は、許可が出たら終わりではなく、道路を整備して4棟全棟の引き渡しが完了した時に、工事が完了することとなります。工事完了後には、報告書を提出していただくこととなりますが、譲受人として委任している内容、設計者として受任している内容をお伺いします。また、工事期間中の苦情等の連絡は、どちらにさせていただければ良いのかお伺いします。</p>

設計者	造成工事中の連絡は弊社にお願いします。造成完了後の建築工事中については事業者様にお願いします。
事務局	農地転用行為は、造成行為となる開発行為と、その後の建築行為を含んでいます。建築行為が完了し、エンドユーザーに引き渡して農地転用行為が完結するものです。農地法の完了報告は譲受人から提出されますか。
設計者	事業者様から提出させていただきます。
事務局	それでは、譲受人に依頼しますが、工事完了報告書には、土地及び建物をエンドユーザーに引き渡し、所有権が移転したことが確認できる土地登記簿謄本と建物登記簿謄本を全4区画中2区画提出していただきます。
譲受人	承知いたしました。
議 長	都築委員、他にありますか。
都築委員	消費税10%が計上されていませんが、いかがでしょうか。
設計者	全て消費税込みの値段となっております。
議 長	事務局、これに関連して質問ありますか。
事務局	資金計画書や収支予算書は、転用事業者の資力信用の審査に極めて重要な資料となります。 貴重な農地を転用することの確実性として、しっかりとした資金計画が計画されているか、これは、農地転用の実現性と確実性を審査する上で、最も重要な審査項目です。 本日の指摘を受け止め、許可申請書や資金計画書の修正を行う場合は、私達事務局と協議してください。
議 長	他には、ありませんか。他に質問が無いようです。 説明員の方々、ご多忙のところ出席いただき感謝いたします。 ありがとうございました。事務局は説明員を誘導してください。 退席されるまでの間、暫時休憩します。 …… 説明員 退席 ……

議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開します。 議案第2-1号から議案第2-6号までの採決に入ります。 同一の転用事業者による申請であることから、一括で審議します。</p> <p>議案第2-1号から議案第2-6号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第2-1号から、第2-6号までを許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。</p> <p>事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。</p>
議 長	<p>次に、報告事項にまいります。 報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知について、質問等の有る方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 無いようでしたら、次にまいります。</p> <p>報告第2号、農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について、事務局、簡潔に説明をして下さい。</p>
事務局	<p>…… 事務局説明 ……</p>
議 長	<p>この件について質問のある方は、挙手を願います。 こちらが無いようですので、次にまいります。 報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告書について、事務局より、詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>…… 事務局説明 ……</p>
議 長	<p>事務局の説明を受けて、質問のある方は挙手願います。 よろしいですか。無いようですので、次にまいります。</p> <p>報告第4号、習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、第1回総会にて農業委員会からの意見に対して、市長からの回答がありました。事務局から内容の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>…… 事務局説明 ……</p>
議長	<p>説明ありがとうございました。 私ども農業委員会としては、近隣で営農されている方が支障をきたす農用地除外や農地転用は厳に避けなければなりません。 今後も、本件については注視しながら対応してまいろうと考えておりますので、皆様も忌憚のないご意見をお願いします。</p>
議長	<p>次に、報告第5号「農業委員会に関する不祥事の報告の徹底等について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>…… 事務局説明 ……</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。 当り前のことですが、今一度、気を引き締めて農業委員としての業務に務めなければと思います。 この件について、質問はありますか？</p> <p>無いようでしたら、以上を持ちまして、 令和3年 第3回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>この後については、事務局より進行をお願いします。</p>